

つがる市部活動の地域展開推進計画 (案)

つがる市教育委員会

令和8年 月

はじめに

部活動は、これまでスポーツや文化芸術に深い興味・関心を持つ生徒たちが自主的・自発的に参加し、顧問教員の献身的な指導のもと、学校教育の一環として日本のスポーツ・文化芸術振興を支えてきました。

部活動の教育的意義は大きく、生徒たちは体力や技能の向上だけでなく、異年齢の生徒との交流を通じて良好な人間関係を築き、学習意欲の向上、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養など、学校における多様な学びの場として重要な役割を担ってきました。

しかしながら、少子化の進行に伴う学校規模の縮小は、部活動の運営体制に大きな課題をもたらしています。学校によっては、生徒が希望するスポーツ・文化芸術活動を選択できない状況や、部活動自体の存続が困難になるケースも生じています。また、教員の専門性や意向にかかわらず顧問を務める従来の指導体制は、学校の働き方改革が推進される中で、今後の継続が厳しくなると考えられます。

こうした全国的な状況に対応するため、スポーツ庁及び文化庁は、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。このガイドラインでは、公立中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域が連携・協働し、生徒のスポーツ・文化芸術活動の新たな場として「地域クラブ活動」を整備する必要性が示されています。特に、休日における地域環境の整備を着実に進め、平日における環境整備も可能な範囲で取り組むべきとされています。

さらに、令和7年5月には、スポーツ庁において「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」による「最終とりまとめ」が公表され、地域と学校が連携しながら、生徒の多様な学びの場を地域全体で支えること、そしてスポーツ・文化芸術を通じた地域コミュニティの再生を目指す方向性が新たに示されました。また、同とりまとめでは、改革実行期間として前期3年間（令和8年度～令和10年度）、後期3年間（令和11年度～令和13年度）の計6年間を設定し、全国的に地域クラブ活動の整備と定着を図ることが示されています。

本市においても、少子化の進展により部活動数および加入生徒数の減少が進んでおり、今後もこの傾向は続くと見込まれます。生徒一人ひとりのニーズに合ったスポーツ・文化芸術活動の機会を継続的に確保するためには、各中学校の実情や地域のスポーツ・文化芸術活動の支援体制、運営母体等の状況を考慮し、地域全体で子どもたちを育む体制を構築することが不可欠です。

本計画では、部活動から地域展開に至るまでの具体的なプロセスを明確に示し、持続可能で充実した地域スポーツ・文化芸術活動を推進してまいります。

つがる市教育委員会

1 計画の目的

部活動に関する課題の解決を図り、各学校の実態や地域のスポーツ・文化芸術活動の支援体制、運営母体等の状況に合った地域展開を実現するため、令和8年度から令和10年度までの改革実行期間（前期）における取組の展望を明らかにし、市内中学校の部活動の地域展開を推進することを目的として策定します。

2 推進目標

（1）持続可能で安定した活動体制の確立

学校・地域・行政が相互に役割を分担し、連携・協働によって地域クラブ活動等の活動を支える運営基盤を確立します。教員の負担軽減と専門性の活用を両立させながら、施設の共有や情報連携、指導者の育成支援を通じて、令和10年度末までに持続可能で安定した運営体制を整備します。

（2）生徒にとって多様な選択肢と活動機会の創出

少子化が進む中でも、全ての生徒が自身の興味・関心に基づき、専門的かつ多様なスポーツ・文化芸術活動に主体的に取り組める環境を整備します。これにより、生徒一人ひとりの技能向上だけでなく、豊かな人間性や社会性の育成を促進し、質の高い教育的活動を継続的に提供します。

（3）令和13年度末までに平日・休日における部活動の地域展開を実現

部活動が担ってきた教育的意義を継承しつつ、地域の実情に応じた部活動の地域展開を推進します。国で定めた改革実行期間を通じて休日の地域展開を確実に進め、平日の活動も段階的に拡充することで、令和13年度末までに、休日・平日における地域クラブ活動を中心とした持続可能で安定した活動体制の実現を目指します。

3 現状と課題

（1）運動部・文化部の設置状況

令和7年度の市内の部活動数は、運動部12種目28部、文化部については、6種目5部1同好会、合わせて33部1同好会が設置されております。

市内中学校においては既に生徒数の減少により、チーム等が編成できない理由から、複数の学校と合同チームを編成し大会へ出場している状況にあります。

運動部では軟式野球やサッカーなどの団体競技、文化部では吹奏楽といった団体数が減少している中で影響が出てきています。

運動部

	木造中	森田中	柏 中	稻垣中	車力中
野球	● (単独)	● (合同)	● (合同)	● (合同)	● (合同)
バスケットボール	●	●	●		
バレーボール	●		●	●	●
サッカー	●		●		
陸上	●	●		●	●
卓球	●				
相撲	●				
剣道	●		●		
柔道					●
ソフトテニス	●				●
バドミントン	●	●			
水泳	●				

文化部

	木造中	森田中	柏 中	稻垣中	車力中
合唱	●				
美術	●				
吹奏楽		△同好会			
総合活動			●		
創作				●	
総合文化					●

図1 市内中学校ごとの運動部・文化部の設置状況（令和7年度現在）

(2) 令和7年度の状況

部活動の地域展開の取組が具体化し、本市ではバスケットボール3団体、サッカー1団体、野球1団体の計5団体が、つがる市地域クラブ認定制度に基づき「つがる市地域クラブ」として認定されました。これらの地域クラブは、部活動の受け皿として、放課後や休日における活動を地域主体で継続的に行う体制が整ったことから認定したものです。

今後も、他の種目や文化部への波及も見据え、関係団体・学校・地域が連携して持続可能な活動環境の構築を進めていくことが課題となっています。

(3) 児童生徒数の推移と予測

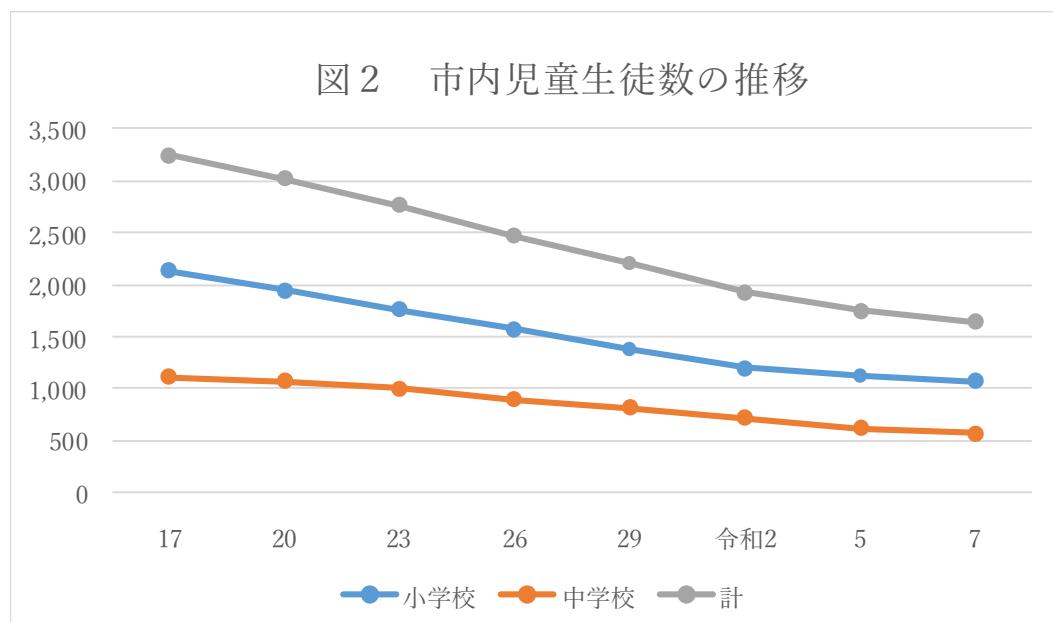
少子化により、市内中学校の生徒数は減少しています。令和7年度は、平成27年度（10年前）に比べ300人ほど減少、令和2年度（5年前）に比べ150人ほど減少しました。

また、市内中学校における生徒数を小学校児童数のデータから今後の推移を予測すると令和7年度から令和12年度までは、横ばいで推移し、令和13年度に減少する見込みとなっています。今後も、少子化が進むことが予測されます。

図2 市内児童生徒数の推移

	H17	H20	H23	H26	H29	R2	R5	R7
小学校計	2,136	1,942	1,760	1,571	1,384	1,206	1,129	1,074
中学校計	1,115	1,075	1,001	899	821	720	622	573
合計	3,251	3,017	2,761	2,470	2,205	1,926	1,751	1,647

令和7年（小学校7校、中学校5校）



市内中学校令和7年度以降の生徒数の推計

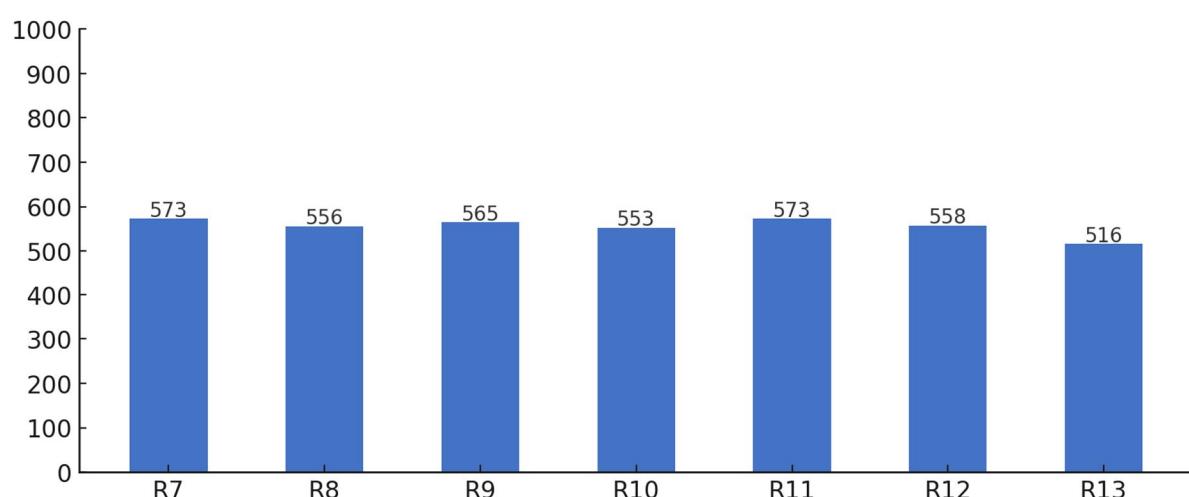


図3 市内中学校の生徒数の推移予測

(4) 部活動に関する課題

中学校の部活動においては以下のような状況が生じています。

① 部員数の減少

生徒数の減少は、各部活動の部員数減少に直結しています。特に運動部では、チームスポーツを中心に、単独の学校だけでは大会出場に必要な人数を確保できない、あるいは効果的な練習が困難になるケースが増えています。

② 合同部活動の急増

野球等のチームスポーツにおいては、複数の学校が合同でチームを編成し、大会参加や練習を行う「合同部活動」が急増しています。これは、生徒の活動機会を確保するための苦肉の策とも言えます。

③ 指定校変更の発生

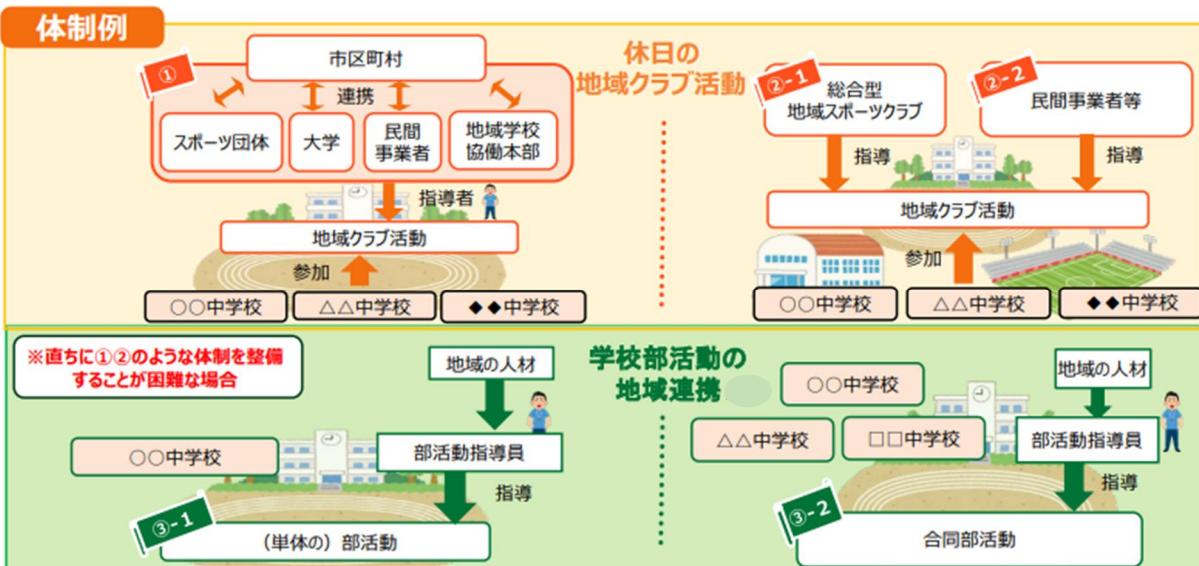
本来通うべき指定校（学区）の中学校に希望する部活動がないため、部活動を理由に指定校以外の学校へ通う生徒も出てきています。これは学校間の生徒数や部活動の偏在にも繋がる可能性があります。

④ 経験のある指導者不足や教員の長時間労働の一因

部活動指導者の多くは、教員が担っていますが、全ての教員が特定のスポーツ競技や文化芸術活動の専門的な指導知識や経験を持っているわけではありません。指導経験のない教員にとって、部活動の顧問を担当することは大きな精神的・時間的負担となり、質の高い指導が難しい場合もあります。これは、結果として生徒にとっても望ましい状況とは言えません。また、部活動の指導は「つがる市中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針」に従って行われているものの、休日の練習や大会引率等が多く、教員の長時間労働を常態化させ、心身の疲弊を招いています。

4 各部活動に応じたきめ細やかな取組の方向性

部活動の地域展開は、画一的な方法で進めるものではありません。本市においては、スポーツ庁および文化庁のガイドラインで示されている地域展開の基本的な考え方を踏まえつつ、生徒が質の高い活動を継続できる環境を整備するため、各スポーツ競技や文化芸術活動の特性、そして何よりも地域が持つ支援体制や運営母体の状況を丁寧に考慮し、きめ細やかなアプローチで推進していきます。



具体的には、以下の多様な展開・連携パターンを視野に入れ、まずは休日のみなど、それぞれの活動に最適な道筋を探っていきます。

(1) 部活動と地域連携・協力の深化

① 部活動への部活動指導員の配置

専門性を持つ地域の指導者を部活動に招き入れ、教員の指導負担を軽減しながら、生徒により高度な指導機会を提供します。これにより、部活動の魅力を高め、各スポーツ競技・文化芸術活動の質を向上させます。

② 複数校による合同部活動の活用

少子化により単独校での部活動運営が困難な場合、近隣の複数校が連携し、合同部活動を活用します。これにより、生徒の選択肢を維持し、活動機会を確保します。

(2) 地域クラブ活動への段階的な移行・整備

① 既存の地域クラブ活動への参加促進

地域に既に存在するスポーツ団体や文化芸術団体への生徒の参加を促し、学校を拠点としない新たな活動の場を提供します。

② 新たな地域クラブ活動の創設支援

地域に受け皿となる団体が存在しない場合、地域住民や保護者、OB/OG、指導者などが主体となって新たな地域クラブ活動を立ち上げることを積極的に支援します。運営面や財政面でのサポートを通じて、自立的な活動運営を目指します。

③ 地域運営組織による統括

地域の高校や小学校等の部活動・スポーツ少年団活動等を横断的に支援・管理する地域運営組織の設立を促し、指導者の確保・育成、施設調整、広報活動などを効率的に進めることで、地域全体の活動の質と持続可能性を高めます。

これらの多様な選択肢の中から、各中学校の生徒数、教員の専門性、地域の指導者や施設の状況、そして各競技・活動の特性（例：用具の必要性、場所の広さ、チームスポーツか個人活動かなど）を総合的に判断し、最も効果的で生徒にとって望ましい活動環境を整備していきます。地域と学校、そして保護者との対話を重ねながら、柔軟かつきめ細やかに、持続可能なスポーツ・文化芸術活動の未来を創造してまいります。

5 教育委員会における取組

部活動の地域展開を円滑かつ着実に推進するため、教育委員会は以下の役割を担い、全体を統括・支援します。

(1) 全体計画の策定と進行管理

本計画に基づき、具体的なロードマップを策定し、進捗状況を定期的に把握・評価します。関係部署や関係機関との連携を強化し、情報共有と調整を図ります。

(2) 認定制度と財政・人的支援体制の構築

受け皿となる地域クラブを認定・登録する制度を構築するとともに、地域クラ

ブ設立に係る必要な経費や補助金制度等の実施を行います。併せて、体育施設等の優先的使用（学校開放事業）や地域指導者の確保・育成に向けた支援策を講じます。

（3）地域資源の発掘と連携強化

市内のスポーツ団体、文化団体、社会教育施設、NPO 法人、企業、個人指導者など、地域で活動を支える潜在的な資源を発掘し、ネットワークを構築します。関係機関（スポーツ協会、文化団体等）との連携を強化し、協働体制を構築します。

（4）情報提供と広報啓発

保護者、生徒、学校、地域住民に対し、部活動地域展開の意義、目的、具体的な進捗状況、地域クラブの活動情報を分かりやすく継続的に発信します。説明会や意見交換会を定期的に開催し、関係者の理解促進と合意形成を図ります。

（5）指導者育成と研修の実施

地域指導者となる人材の確保・育成のため、指導に必要な知識や技能、安全管理に関する研修機会を提供します。学校教員が地域連携・展開において円滑に役割を担えるよう、必要な情報提供や研修を行います。

（6）部活動の地域展開・地域クラブ活動推進事業

国が実施する「部活動の地域展開・地域クラブ活動推進事業」等を活用し、地域クラブ活動の運営体制整備と人材育成を推進します。協議会の設置、関係機関との連携、財源確保等を通じて、部活動の地域展開を円滑に進め、持続可能で安定した地域クラブ活動の環境整備を図ります。

6 学校における取組

各学校は、教育委員会の全体方針に基づき、それぞれの実情に応じた形で部活動の地域連携・地域展開を推進します。

（1）部活動の地域展開の実現にむけた生徒・保護者への丁寧な説明と意向把握

令和13年度末の部活動の地域展開の実現を見据え、部活動地域展開の目的や意義、今後の見通しについて、生徒・保護者に対して継続的に説明を行い、理解促進を図ります。疑問や不安の解消に努めるとともに、活動希望や協力意向を丁寧に把握し、地域クラブ活動等への円滑な接続を支援していきます。

（2）学校内推進体制の確立

校長を責任者とし、教員、保護者代表等で構成される学校内推進委員会等を設置（又は学校運営協議会の活用）し、地域展開に関する具体的な計画を策定・実行します。教職員間で部活動の地域連携・展開に関する共通理解を深め、協力体制を構築します。

（3）教員の役割の再構築と負担軽減

部活動指導における教員の役割を見直し、地域連携・展開によって教員の負担が軽減されるよう具体的な方策を検討・実行します。教員が地域クラブ活動との連携を円滑に行えるよう、情報共有や研修機会を活用します。

7 本計画の見直し等

本計画は、国の示す「改革実行期間」（前期3年間：令和8年度～令和10年度、後期3年間：令和11年度～令和13年度）の進行に合わせ、取組状況や社会情勢の変化を踏まえて適宜見直しを行います。

特に、令和10年度には前期の総括を兼ねた中間的な点検・検証を実施し、後期に向けた取組内容や方向性を整理します。さらに、令和13年度に向けて必要な改定を行い、本市における部活動の地域展開の推進体制をより実効性の高いものとします。

また、各施策の取組状況を踏まえ、必要に応じて適宜、内容の見直し・修正を行います。

【参考】つがる市地域クラブの認定状況について

本計画に基づき認定された地域クラブの一覧は、市ホームページにて公表しています。

<https://www.city.tsugaru.aomori.jp/soshiki/kyoiku/shakaikyouikusupotu/oshirase/10580.html>